

武雄市危険空き家除却事業費補助金 チェックシート

次の条件に該当する場合は補助対象です。「いいえ」の場合、補助対象外です。

1 建物条件

①	質問内容	チェック項目		添付書類
		はい	いいえ	
①	居住の用に供されていた木造建築物で、1年以上居住や使用がされていない「空き家」ですか。 1年以上「空き家」であることを証明する書類を提出してください。（施設入所契約書、住民票除票、公共料金解約書類など）	はい	いいえ	(12)
②	「昭和56年5月31日以前に着工された建築物」ですか。	はい	いいえ	(5)、(6)
③	居住する住宅と同一敷地内に存在する「空き家」ではありませんか。	はい	いいえ	
④	公共事業等の補償対象になっていませんか。	はい	いいえ	
⑤	市が交付する住宅性能の維持向上を目的とする補助金（リフォーム補助金等）を受けていませんか。	はい	いいえ	
※ 併用住宅（店舗兼住宅）の場合のみ回答してください。				
	併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上ですか。 延床面積及び住宅部分の床面積が確認できる書類を提出してください。	はい	いいえ	(7)

2 申請者条件

①	住所地の市町村において税の滞納がありませんか。	はい	いいえ	(4)
②	次のいずれかに該当しますか。 (1) 空き家の所有者又はその相続人ですか。 (2) 所有者の同意を得て除却しようとする者ですか。 所有者は「登記事項証明書」又は「固定資産税課税台帳」で確認できる者に限ります。	はい	いいえ	(5)
③	不動産販売又は不動産貸付の業のために除却を行う者ではありませんか。	はい	いいえ	
④	暴力団員等ではありませんか。	はい	いいえ	(3)
⑤	過去に当該補助金の交付決定を受けた者又その共有者や相続人ではありませんか。	はい	いいえ	
※ 相続人が申請する場合は回答してください。				
	相続関係が分かる戸籍謄本等及び法定相続関係一覧図、相続人全員からの同意書を提出してください。	はい	いいえ	(8)、(9)

※ 共有名義人、抵当権等その他権利がある場合は回答してください。

	共有名義人、その他権利を有する者（抵当権等）からの同意書を提出してください。	はい	いいえ	(9)
--	--	----	-----	-----

※ 長屋の場合は回答してください。

	区分所有分の建築物の全てを除却する工事ですか。	はい	いいえ	
	全戸数の区分所有者の登記事項証明書を提出してください。	はい	いいえ	(5)
	区分所有者全員の「除却に係る同意書」を提出してください。	はい	いいえ	(9)
	「除却を行う箇所の図面（平面図、立面図等）」を提出してください。	はい	いいえ	

3 除却業者等の条件

①	武雄市内に本店を置く法人、又は武雄市内に住所を置く個人事業者に請け負わせること。	はい	いいえ	(1)
②	①の事業者が建設業の許可などを受けた者であること。	はい	いいえ	(1)
③	敷地内の建築物をすべて除却する工事であること。	はい	いいえ	(1)
④	令和9年2月26日までに完了する除却工事であること。	はい	いいえ	

4 申請書・添付書類一覧

	様式	依頼先・取得場所
武雄市危険空き家除却事業費補助金交付申請書	様式第1号	
(1) 工事計画書	様式第2号	事業者
(2) 工事見積書（内訳明細の分かるもの） ※補助対象空き家と附属する工作物（門扉、塀等）の除却が補助対象です。 家財撤去、樹木伐採、母屋と離れた車庫、倉庫などの建物の除却費用は対象外です。		事業者
(3) 暴力団排除に係る誓約書	別紙	
(4) 市町村税等の滞納がない証明書（申請者のみ）		市民課
(5) 所有者であることを証明する書類の写し ※登記事項証明書をご提出ください。無い場合は、現年度の固定資産税課税明細書等の写しを提出ください。		法務局
(6) 建築年が確認できる書類（固定資産税課税明細書、名寄帳、建築書類等）		市民課
(7) 平面図又は名寄帳（延床面積及び住宅部分の床面積が確認できるもの） ※併用住宅の場合のみ提出ください。		市民課
(8) 所有者及び相続人との相続関係が確認できる戸籍謄本等及び法定相続一覧図 ※戸籍謄本等（死亡された方の生存から死亡までの除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、戸籍の附票）		市民課
(9) 除却に係る同意書	別紙1	相続人、抵当権者等
(10) 誓約書 ※共有者が行方不明など特別の事情により「(9)除却に係る同意書」を提出できない場合のみ	別紙2	相続人
(11) 位置図、現況写真（四方から撮影したもの）		
(12) その他（1年以上「空き家」であることを証明するもの）		事業者等

※ 登記事項証明書、滞納がない証明書、名寄帳の取得は、手数料がかかります。